

放射性物質汚染対処特措法の施行 状況に関する取りまとめ

～資料編～

放射性物質汚染対処特措法の概要

目的

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者（＝東京電力）等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する

責務

- 国
原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任に鑑み、必要な措置を実施
- 地方公共団体
国の施策への協力を通じて、適切な役割を果たす
- 関係原子力事業者
誠意をもって必要な措置を実施するとともに、国又は地方公共団体の施策に協力

基本方針の策定等

- 環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議の決定を求める
- 環境大臣は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等の処理に関する基準を設定
- 国は、統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備し、実施

検討

- 国は、法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等

①除染特別地域(国直轄地域)

環境大臣による 除染特別地域の指定

※旧警戒区域・計画的避難区域に相当

たむらし みなみそうまし かわまたまち
(田村市、南相馬市、川俣町、
ならばまち とみおかまち かわうちむら おおくままち
檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、
ふたばまち なみえまち かつらおむら いいたてむら
双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の
11市町村)



環境大臣による特別地域内
除染実施計画の策定

国による除染等の措置等の実施

②汚染状況重点調査地域 (市町村除染地域)

環境大臣による対象地域の指定
(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト
($\mu\text{Sv/h}$)以上の地域)

※0.23 $\mu\text{Sv/h}$ は汚染状況重点調査地域の指定基準であり、除染の目標ではない。(注)

市町村長による調査測定

市町村長による除染実施計画策定

市町村長等は除染実施計画に基づき
除染実施区域において除染等の措置等を実
施
(国が予算措置)

(注)一日24時間のうち、①8時間は屋外で過ごす②16時間は遮蔽率の低い(0.4)木造住宅で過ごす、という慎重な仮定の下で、個人線量1mSv/yを空間線量に換算。

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

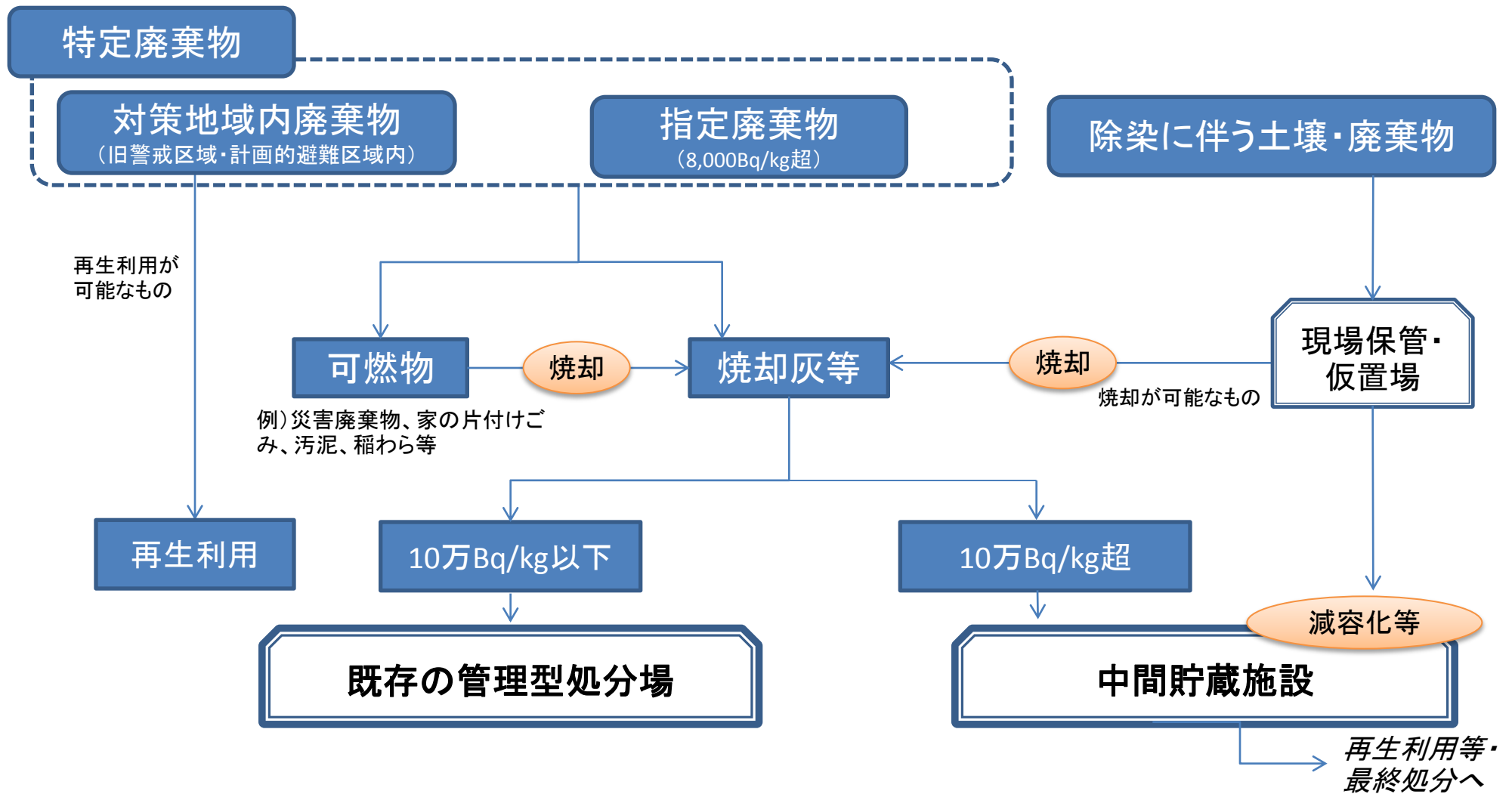
国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

特定廃棄物及び除去土壌等の処理フロー(福島県内)

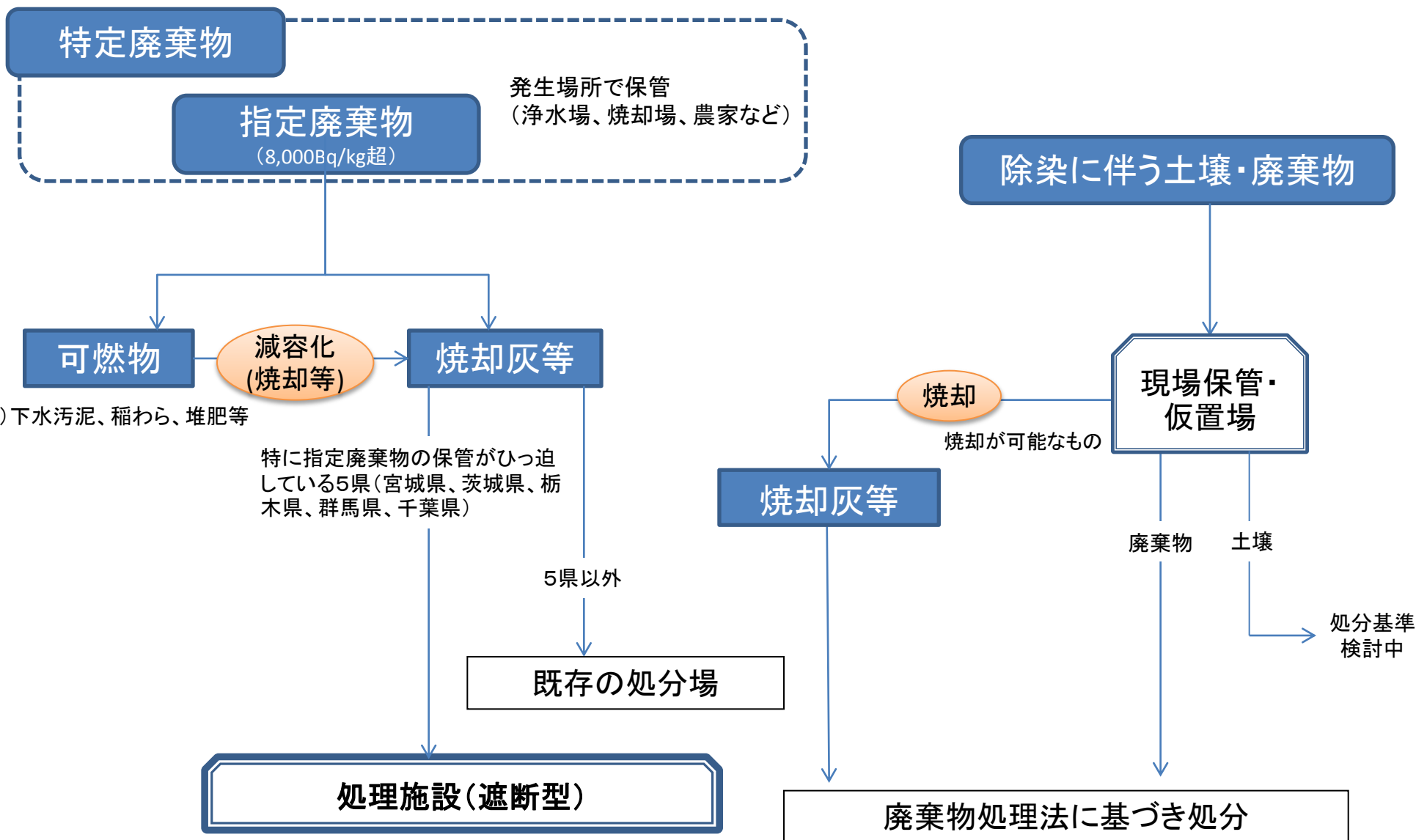


注) 特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については特措法に基づく基準を適用。)

注) 中間貯蔵施設の検討に当たっては、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

注) 除染廃棄物の専焼灰については、濃度に関わらず中間貯蔵施設に保管。

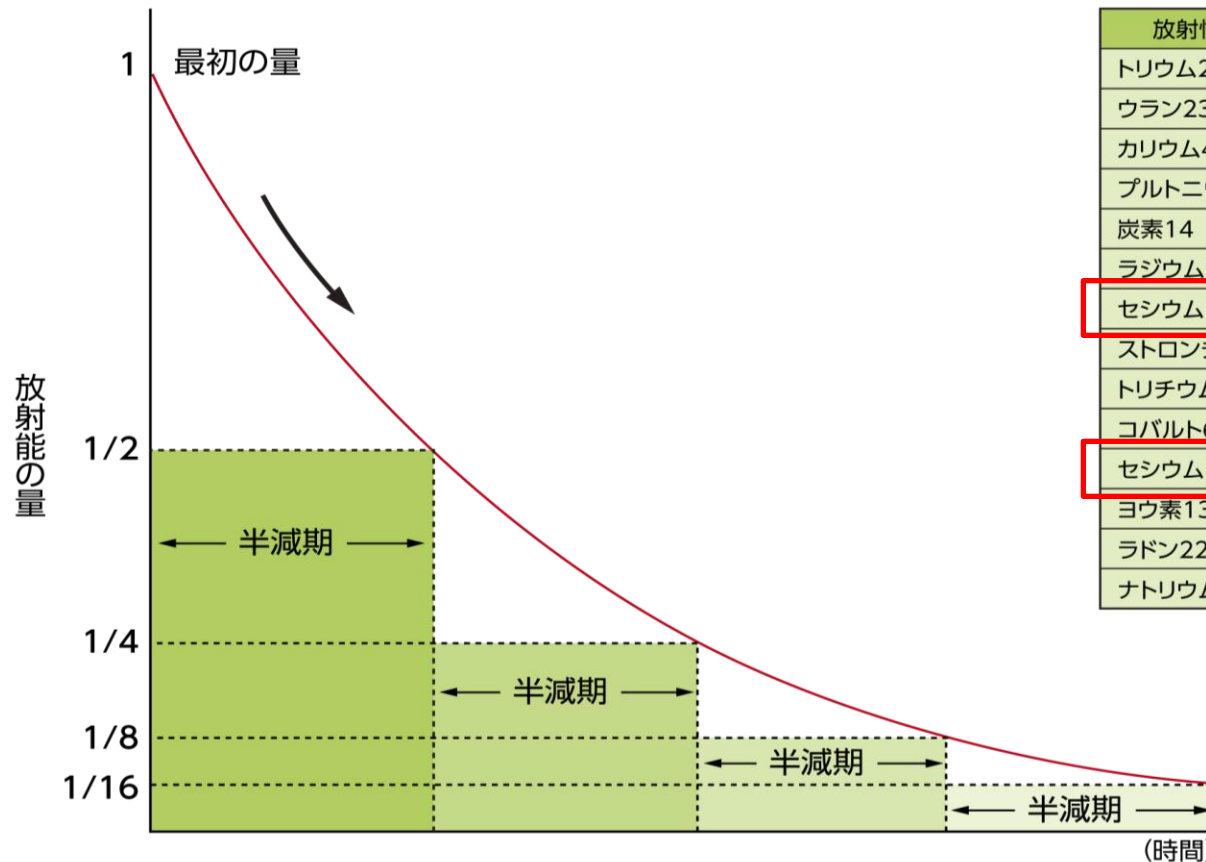
特定廃棄物及び除去土壌等の処理フロー(福島県以外の都道府県)



注) 指定廃棄物の処理後のモニタリングは国が実施

(参考)放射線の特徴

放射線を出す力（放射能）は時間の経過とともに小さくなる。



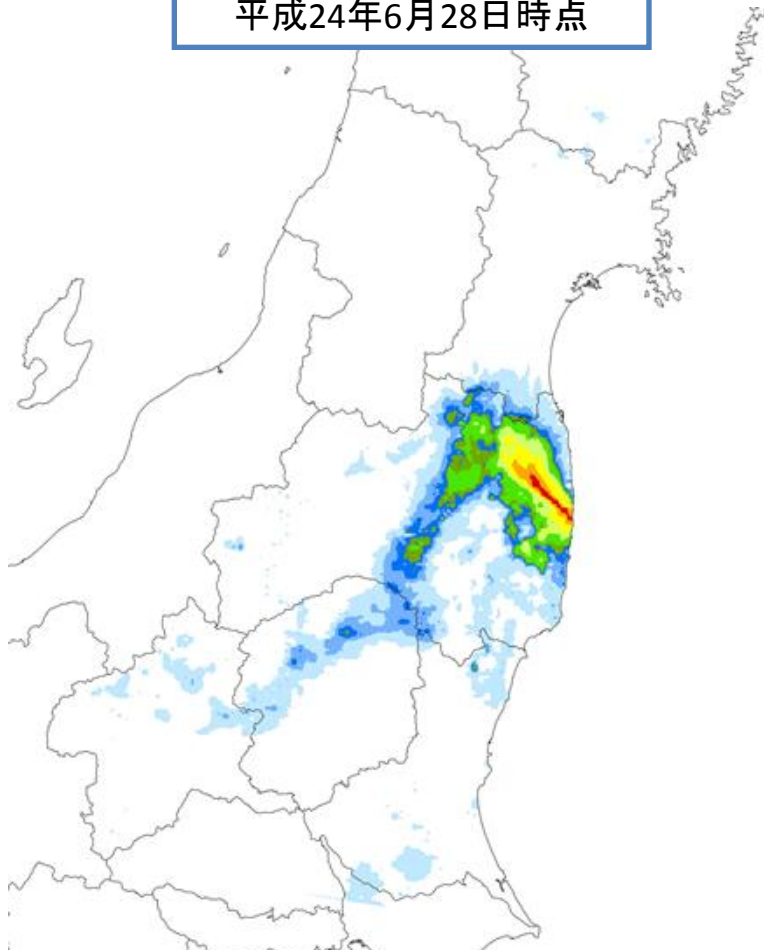
放射性物質	放出される放射線	半減期
トリウム232	$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$	141億年
ウラン238	$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$	45億年
カリウム40	$\beta \cdot \gamma$	13億年
プルトニウム239	$\alpha \cdot \gamma$	2.4万年
炭素14	β	5,730年
ラジウム226	$\alpha \cdot \gamma$	1,600年
セシウム137	$\beta \cdot \gamma$	30年
ストロンチウム90	β	28.7年
トリチウム	β	12.3年
コバルト60	$\beta \cdot \gamma$	5.3年
セシウム134	$\beta \cdot \gamma$	2.1年
ヨウ素131	$\beta \cdot \gamma$	8日
ラドン222	$\alpha \cdot \gamma$	3.8日
ナトリウム24	$\beta \cdot \gamma$	15時間

出典：「原子力・エネルギー」図面集2015

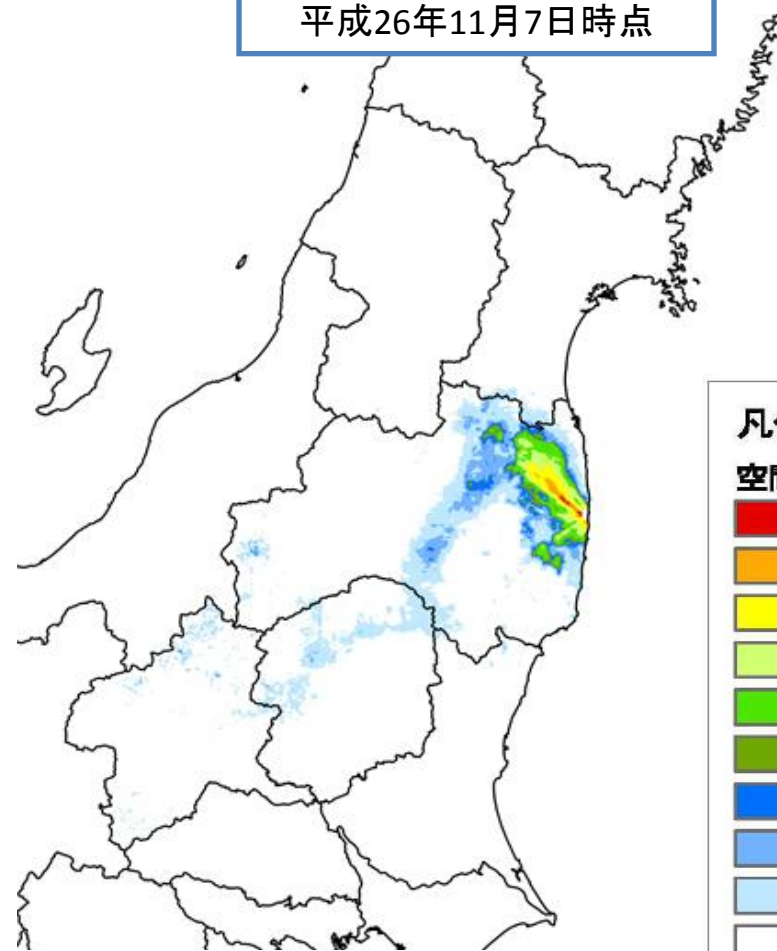
(参考)空間線量率の推移状況

- 放射線物質の物理的減衰等により、空間線量率は低減しており、特に福島県外の地域において、汚染状況重点調査地域の指定の要件である $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回る地域が増加しつつある。

平成24年6月28日時点

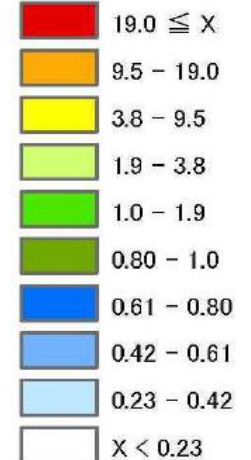


平成26年11月7日時点



凡例

空間線量率 ($\mu\text{Sv/hr}$)

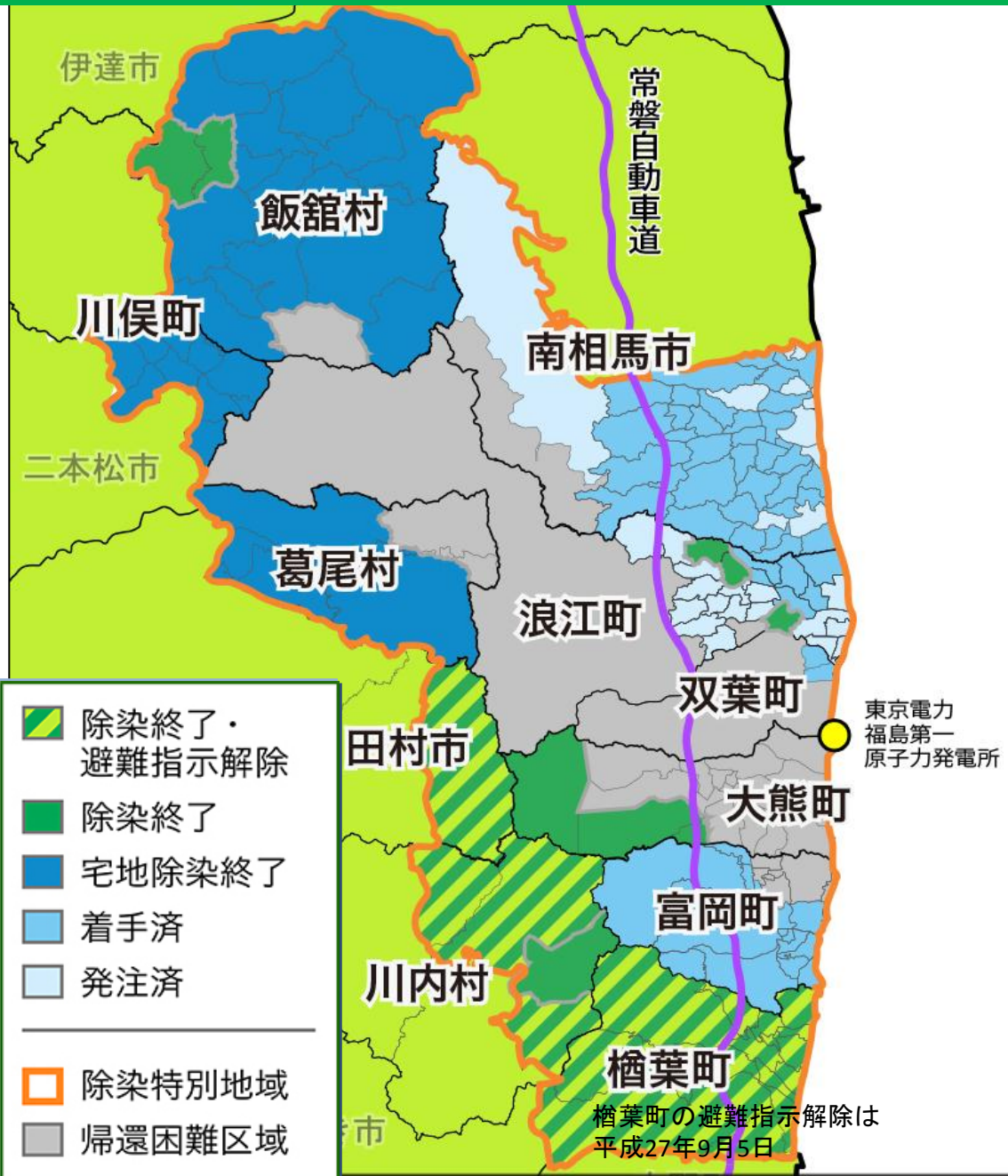


注1) 放射線モニタリング情報 (<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/index.html>) より環境省作成。

注2) 積雪のあった地域及びその周辺における空間線量率は、雪の遮蔽により、雪がない時に比べて減少している可能性がある。

除染の進捗状況

国直轄除染の進捗状況の概要（平成27年8月31日時点）



【各市町村等の状況と今後のスケジュール】

田村市	平成25年6月に面的除染終了 平成26年4月1日に避難指示解除
川内村	平成26年3月に面的除染終了 平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の避難指示解除
楡葉町	平成26年3月に面的除染終了 (平成27年9月5日に避難指示解除)
大熊町	平成26年3月に面的除染終了
常磐自動車道	平成25年6月に除染終了 平成27年3月1日に全線開通
葛尾村	平成26年7月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
川俣町	平成26年8月に宅地除染終了 平成27年内に残りの除染終了を目指す
飯館村	平成27年6月に宅地除染終了 平成28年内に残りの除染終了を目指す
南相馬市	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
浪江町	津波被災地域を除く地域については平成27年度内に除染終了を目指す 津波被災地域については平成27年度内に宅地除染終了を、平成28年度内に残りの除染終了を目指す
富岡町	平成27年度内に宅地除染終了を目指す 平成28年度内に残りの除染終了を目指す
双葉町	平成27年度内に除染終了を目指す

国直轄除染の進捗状況①（平成27年8月31日時点）

国直轄除染の対象となる11市町村の全てにおいて除染計画を策定済み。

うち、田村市、川内村、檜葉町、大熊町では除染計画に基づく面的除染が終了。残る7市町村では除染の作業中。

	除染対象 区域 人口(人) (概数)	除染対象 面積 (ha)(概数)	区域 見直し	除染の進捗状況				除染終了時期(目途) <small>注3)</small>		避難指示 解除	
				除染計画	仮置場等の 確保 <small>注1, 2)</small>	除染の 同意取得 <small>注2)</small>	除染作業	宅地	宅地以外		
面的除染終了	田村市	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	終了	H25/6に終了		H26/4
	川内村	400	500	H24/4	H24/4	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		H26/10 <small>注4)</small>
	檜葉町	7,700	2,100	H24/8	H24/4	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		H27/9 <small>注5)</small>
	大熊町	400	400	H24/12	H24/12	確保済み	終了	終了	H26/3に終了		未定
宅地除染終了	葛尾村	1,400	1,700	H25/3	H24/9	確保済み	ほぼ終了	作業中	H26/7 に終了	H27年内	未定
	川俣町	1,200	1,600	H25/8	H24/8	確保済み	ほぼ終了	作業中	H26/8 に終了	H27年内	未定
	飯舘村	6,000	5,600	H24/7	H24/5	確保済み	ほぼ終了	作業中	H27/6 に終了	H28年内	未定
除染作業中	南相馬市	13,300	6,100	H24/4	H24/4	約9割	約8割	作業中	H27年度	H28年度	未定
	浪江町	18,800	3,300	H25/4	H24/11	約7割	約8割	作業中	H27年度	H28年度	未定
	富岡町	11,300	2,800	H25/3	H25/6	確保済み	ほぼ終了	作業中	H27年度	H28年度	未定
	双葉町	300	200	H25/5	H26/7	確保済み	約8割	作業中	H27年度		未定

注1) 仮置場の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。

除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2) 「仮置場等の確保」「除染の同意取得」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、二段書きは省略。

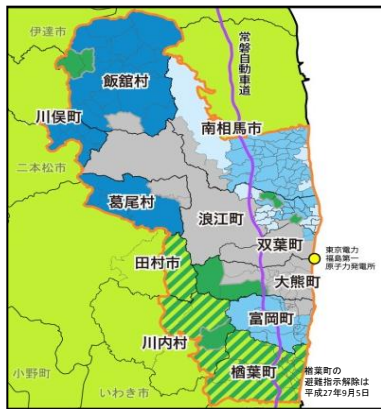
注3) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した(終了する)時期を記載。

なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば除染を実施する予定。

注4) 川内村の避難指示解除準備区域であった地域が平成26年10月1日に解除され、居住制限区域であった地域は同日避難指示解除準備区域に再編された。

注5) 平成27年9月5日午前0時をもって、避難指示を解除。

国直轄除染の進捗状況② (平成27年8月31日時点)



- 除染終了・避難指示解除
- 除染終了
- 宅地除染終了
- 着手済
- 発注済
- 除染特別地域
- 帰還困難区域

除染等工事の進捗状況(実施率・発注率)は以下のとおり。

(単位: %)

平成27年 8月31日 時点	田村市		川内村		檜葉町		大熊町		葛尾村		川俣町		飯館村		南相馬市		浪江町		富岡町		双葉町	
	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率	実施率	発注率
宅地	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	32 (26)	100	19	100	54 (48)	100	11 (5)	100
農地	100	100	100	100	100	100	100	100	92 (86)	100	34 (32)	100	43 (42)	100	16 (15)	100	18	100	16 (12)	100	4 (-)	100
森林	100	100	100	100	100	100	100	100	99.9	100	81 (77)	100	66 (57)	100	46	100	34	100	97 (82)	100	1 (-)	100
道路	100	100	100	100	100	100	100	100	63 (53)	100	11 (6)	100	29 (28)	100	7 (6)	100	41 (40)	100	81 (78)	100	-	100

注1) 実施率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、一連の除染行為(除草、堆積物除去、洗浄等)が終了した面積等が占める割合。
 注2) 発注率は、当該市町村の除染対象の面積等に対し、契約済みの除染等工事の対象となっている面積等が占める割合。
 注3) 「除染対象の面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」「契約済みの除染等工事の対象となっている面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。
 注4) 二段書きの括弧内は前月時点のもの。前月からの変動がない場合は二段書きを省略。
 注5) 本表の実施率及び発注率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)における除染の進捗状況①

子どもの生活環境を含む公共施設等は、福島県内、県外ともに約9割の進捗を示すなど予定した除染の終了に近づいている。その他、住宅、農地・牧草地、森林(生活圈)の除染についても、福島県内、県外とも既に6割以上が発注されているなど、着実な除染の進捗が見られる。

なお、福島県外の58市町村については、約8割の市町村において除染等の措置が完了(19市町村)又は概ね完了(28市町村)している。(平成27年6月末時点)

○「汚染状況重点調査地域」として指定を受けている市町村： (当初)104市町村 → (現在)99市町村

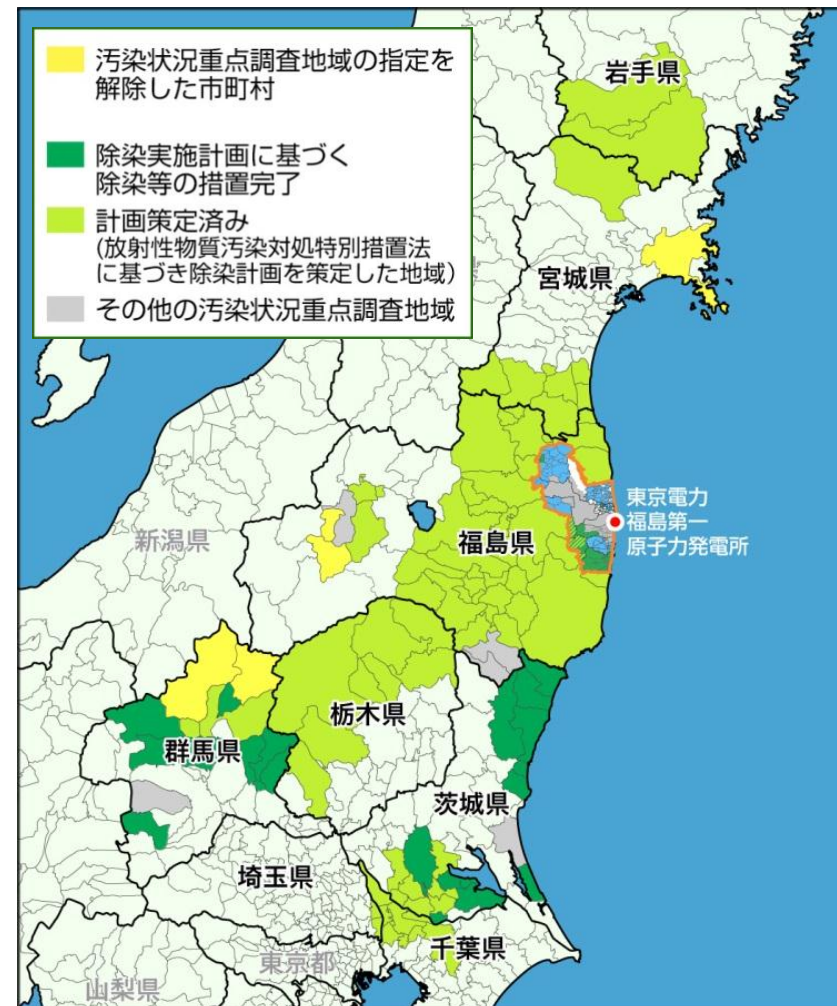
指定要件を満たさなくなれば、指定を解除することができる。
これまでに線量低下などの理由で5市町村が指定解除

○除染実施計画策定済み：94市町村 (当面策定予定の市町村全て)

○計画に基づく除染等の措置完了等：47市町村 (完了:19市町村 概ね完了:28市町村。引き続きモニタリング等を実施)

○計画に基づく除染等の措置継続中：47市町村 福島県内、県外の市町村では、除染実施計画において除染等の措置の完了時期は平成27年度または28年度である。

○福島県内における進捗状況(平成27年7月末時点) 公共施設等:約9割 住宅:約6割 道路:約4割 福島県外における進捗状況(平成27年6月末時点) 学校・保育園等、住宅:ほぼ終了 道路:約9割



汚染状況重点調査地域における除染の進捗状況②

福島県内 (平成27年7月末現在)	発注割合 (発注数/計画数)	実績割合 (実績数/計画数)
公共施設等	ほぼ発注済み	約9割
住宅	約9割	約6割
道路	約5割	約4割
農地・牧草地	約9割	約8割
森林(生活圏)	約6割	約5割

注:福島県が行った調査結果を基に作成。

:計画数は、今後の精査によって変更されることがある。

福島県外 (平成27年6月末現在)	発注割合 (発注数/予定数)	実績割合 (実績数/予定数)
学校・保育園等	ほぼ発注済み	ほぼ終了
公園・スポーツ施設	ほぼ発注済み	ほぼ終了
住宅	ほぼ発注済み	ほぼ終了
その他の施設	約8割	約8割
道路	約9割	約9割
農地・牧草地	発注済み	終了
森林(生活圏)	ほぼ発注済み	ほぼ終了

注:予定数は平成27年度6月末時点で具体的に予定のある数を含めた累計であり、今後増加する可能性もある。

除染対象施設等の除染の進捗状況

○福島県内

平成27年7月末時点

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村		
		計画策定済		当面策定 予定なし
		完了	除染作業中等	
福島県	39		福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、新地町、田村市、南相馬市、川俣町、川内村(36)	柳津町、矢祭町、塙町(3)
計	39	0	36	3

○福島県外

平成27年6月末時点

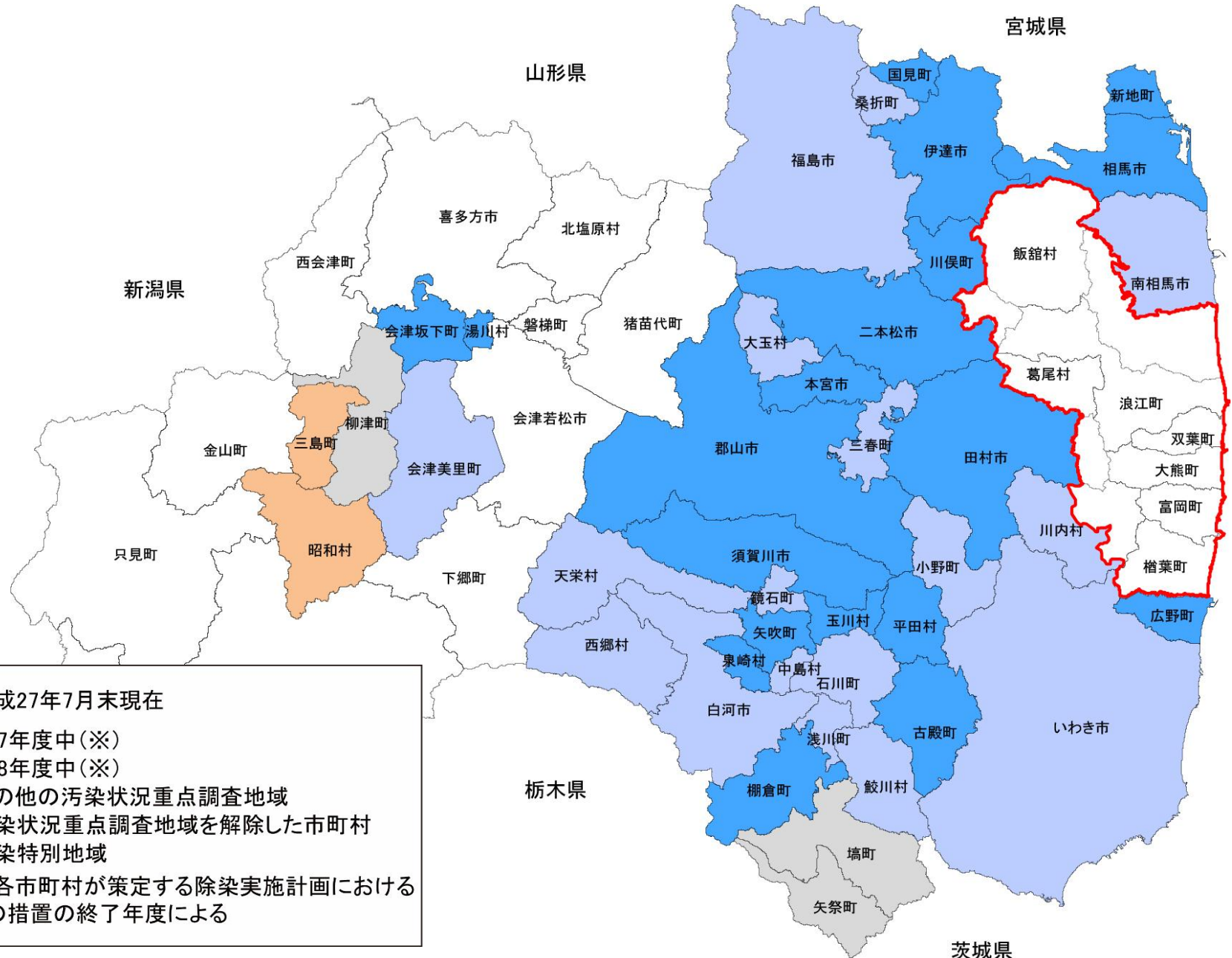
都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村			
		計画策定済			当面策定 予定なし
		完了※2	概ね完了※3	継続※4	
岩手県	3		奥州市、平泉町(2)	一関市(1)	
宮城県	8		角田市、七ヶ宿町、大河原町、亘理町(4)	白石市、栗原市、丸森町、山元町(4)	
茨城県	20	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、稲敷市、東海村、美浦村、阿見町、利根町(12)	土浦市、龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市(7)		鉾田市(1)
栃木県	8		佐野市、矢板市、塩谷町(3)	日光市、大田原市、那須塩原市、鹿沼市、那須町(5)	
群馬県	10	桐生市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、東吾妻町、川場村(7)	沼田市(1)	高山村(1)	安中市(1)
埼玉県	2		三郷市、吉川市(2)		
千葉県	9		松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市(9)		
計	60	19	28	11	2

※2・・・除染実施計画に基づく除染等の措置は完了している。

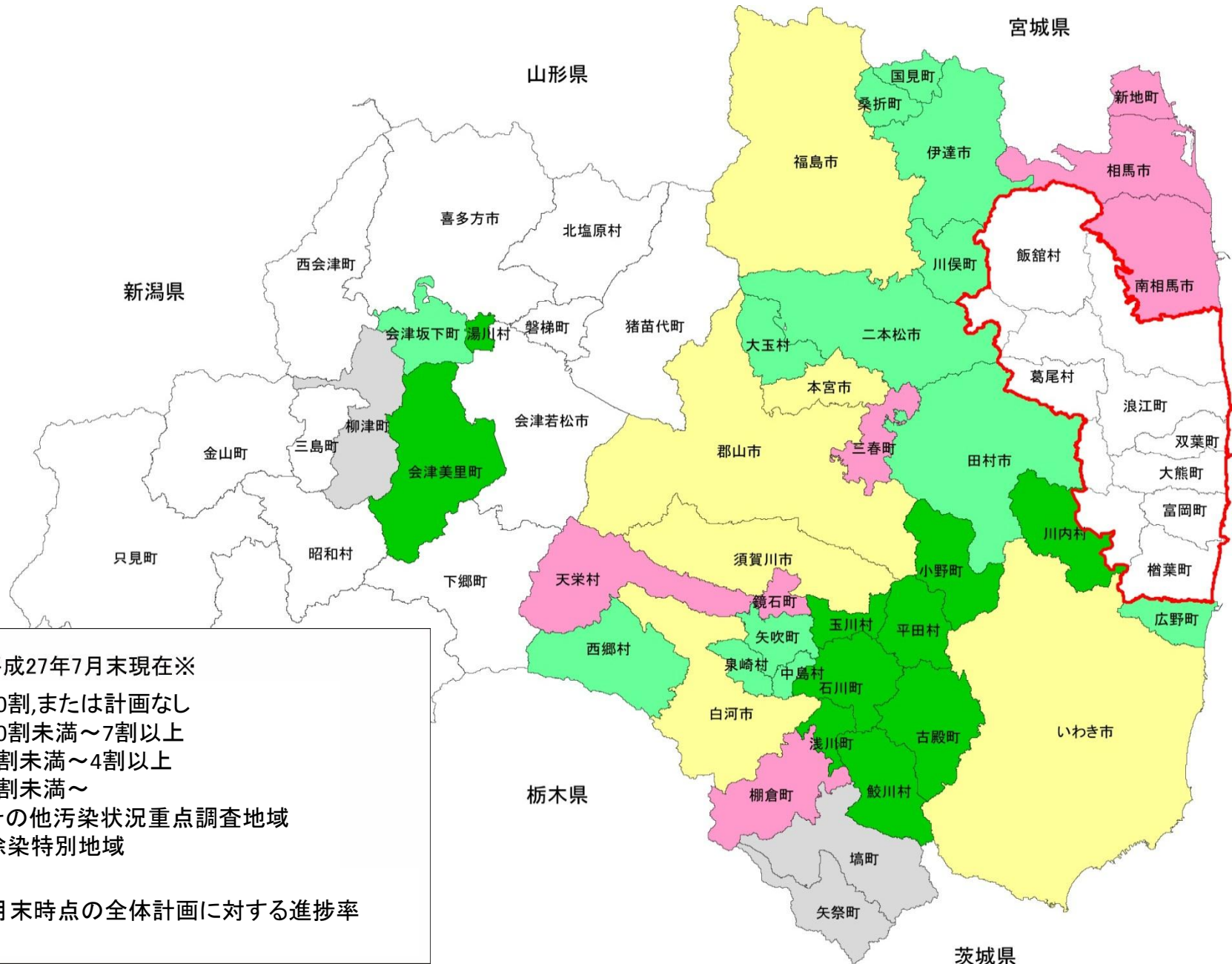
※3・・・平成27年3月末時点で除染実施計画に基づく除染等の措置は完了しているが、未測定施設等における測定結果や、国(国有施設の管理者)や県(県有施設の管理者)等との調整により、必要に応じて除染実施計画を改訂して除染等の措置を継続する可能性がある。

※4・・・平成27年4月以降も除染実施計画に基づく除染等の措置を実施する予定である。

汚染状況重点調査地域における除染実施計画期間：福島県内



汚染状況重点調査地域における住宅の除染進捗状況：福島県内



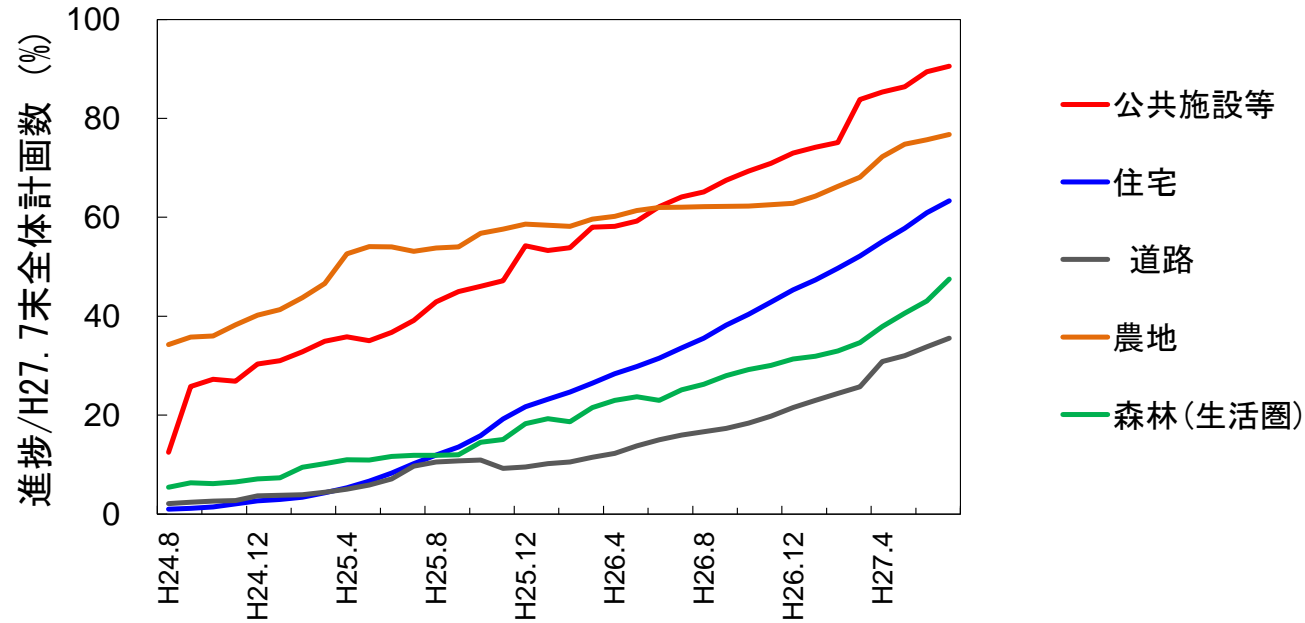
凡例 平成27年7月末現在※

- 10割,または計画なし
- 10割未満～7割以上
- 7割未満～4割以上
- 4割未満～
- その他汚染状況重点調査地域
- 除染特別地域

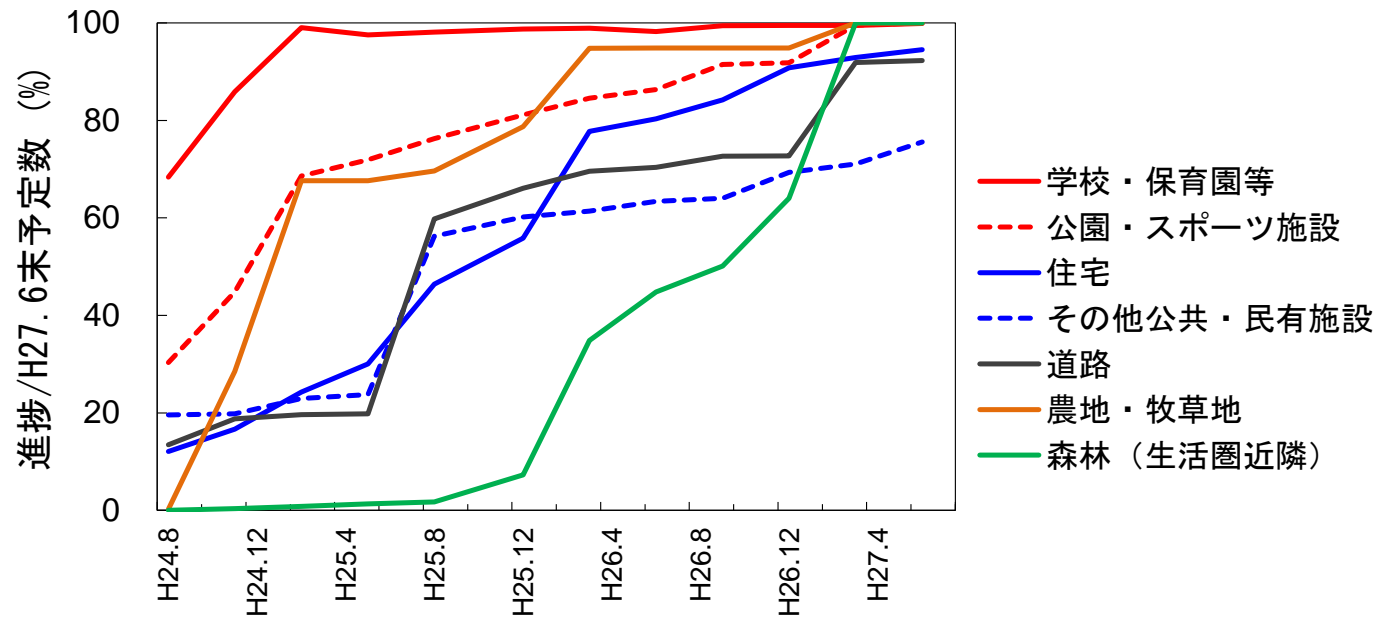
H27年7月末時点の全体計画に対する進捗率

除染進捗推移について

福島県内 進捗推移



福島県外 進捗推移



除染等の実施に係るリスクコミュニケーション等について

- 除染等の推進に向け、関係する住民及び国民の理解を得るため、除染や放射線に関する最新の情報を正確かつ分かりやすい形で発信
- 関係地方公共団体が行う住民説明等を支援

総合的・基礎的な情報提供

- ウェブサイト（除染情報サイト等）
- コールセンター（お問い合わせ窓口、不適正除染110番）

除染情報プラザ（環境省・福島県が運営する除染の情報拠点）

■ 地域との双方向のコミュニケーションにより、除染や放射線の最新情報を展開

● 館内展示

除染の方法や進捗、放射線の基礎知識について、模型やパネル、映像等で展示



● セミナー・シンポジウム開催

地域のNPOや学生等と連携し、住民が主体的に学び、意見交換できる機会・場を提供



● 市町村等の支援

除染実施市町村等の要望を汲み取り、除染や住民説明の効果的実施に資する情報・ツールを提供

● 専門家派遣

市町村や地域コミュニティ、学校等の要望を受けて専門家を派遣し、基礎知識の説明や、除染方法に関するアドバイス等を実施

● 移動展示

住民説明会や地域のイベントに合わせ、パネルや模型等を展示・説明



情報提供ツール（パンフレット、映像等）

■ 除染等の実施及び放射線の基礎的な内容に関する資料を作成し、住民等に展開

● 施策説明パンフレット等

テーマ：除染、仮置場、中間貯蔵施設、輸送基本計画等

● その他、除染・放射線に関する分かりやすい情報提供ツール

「なすびのギモン」シリーズ：

除染や放射線に関する日頃の疑問について、福島県出身の「なすび」氏が専門家に取材して理解・納得する様子をマンガ・テレビ番組で伝達



メディアとの連携

■ 福島県地元メディア（新聞・テレビ・ラジオ）と連携し、除染への理解を深めるための情報を県民に広く発信

● サクスヘルメット

- ・県内メディア8社共催の広告企画（ONEふくしま）にて実施
- ・小中学生から除染作業員への応援と、作業員からのお返し企画



● 福島再生。

・除染に取り組む地域の姿を福島県地方紙で発信



広く国民への普及啓発

■ 除染やその結果、除染後の地域の状況に関する正しい理解を醸成するための情報を、福島県外も含めて広く発信



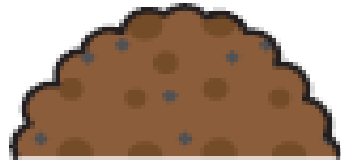
中間貯蔵施設の現状

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物(落葉・枝等)



※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。

2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

中間貯蔵施設に係る経緯①

時期	内容
2011年10月	<p>環境省が<u>中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)</u>を策定・公表。</p> <p>※ロードマップの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する
11月	特措法第7条に基づく <u>基本方針の閣議決定</u> 。
2012年3月	福島県及び双葉郡8町村に対し、3町(大熊町・双葉町・楡葉町)に分散設置する考えを説明。8月に調査について説明し、検討を要請。
11月	地元への丁寧な説明等を条件として、福島県知事が調査の受入表明。
2013年4月～	地元の理解を得て、現地調査(ボーリング調査等)開始。
6月～	環境省の <u>安全対策検討会</u> 、 <u>環境保全対策検討会</u> における検討。
12月	<u>福島県及び大熊町・双葉町・楡葉町に中間貯蔵施設の受入を要請</u> 。 (同時にエコテッククリーンセンターの活用を富岡町・楡葉町に要請)
12月～	環境省の <u>除去土壌等の輸送に係る検討会</u> における検討。
2月～3月	2月に、福島県知事から国に、中間貯蔵施設の大熊・双葉両町への集約等について申入れ、 <u>3月に国が両町に集約すること等を回答</u> 。
2014年5～6月	<u>住民説明会を開催</u> (全16回(福島県内10回、県外6回))。
7月～8月	福島県及び大熊町・双葉町に対し、 <u>住民説明会の意見等を踏まえた国の考え方の全体像</u> を提示。
9月	<u>福島県知事から、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長は知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に伝達</u> 。同時に <u>県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められた</u> 。

中間貯蔵施設に係る経緯②

時期	内容
9月～10月	<u>地権者説明会を開催</u> (全12回(福島県内9回、県外3回))。
10月～11月	県外最終処分の法制化等に対応する「 <u>日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)</u> 」の改正案を10月に閣議決定し、国会提出。 <u>11月成立、12月施行。</u>
11月～1月	関係機関からなる <u>輸送連絡調整会議</u> での調整を経て、11月に <u>輸送基本計画</u> 、 <u>平成27年1月に輸送実施計画</u> を取りまとめ。
12月～1月	<u>大熊町・双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認。</u>
2015年1月	<u>中間貯蔵施設への搬入開始見通しについて公表。</u> 「順調に進めば、2月早々にも保管場の整備工事に着手し、福島県からの5項目の確認事項が確認された場合には、東日本大震災から5年目を迎えるまでには、パイロット輸送による土壌等の搬入が開始できるよう全力で取り組む」
2月8日	福島県に対し、 <u>搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等</u> を説明。
2月25日	<u>福島県知事・両町長から、搬入を受入れる旨伝達。両町長から搬入開始を3月12日以降にすること等の申入れ。</u> <u>福島県、大熊町・双葉町、環境省の間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結。</u>
2月27日	<u>3月13日から搬入を開始すること、3月18日～24日は保管場の整備工事及び搬入を一時停止することを公表。</u>
3月～	<u>3月13日に大熊町、25日に双葉町の仮置場から中間貯蔵施設の保管場へ搬入を開始。以降、順次搬入実施。</u>
4月	<u>中間貯蔵施設環境安全委員会(第1回)を開催。</u>
5月	<u>5月28日に大熊・双葉両町長が環境大臣と面会し、用地交渉の体制強化等について要望。</u>
6月	<u>6月8日に福島県知事が環境大臣と面会し、大熊及び双葉インターチェンジの設置に関する費用負担について要望。翌9日に環境大臣が応分の負担をする旨を表明。12日に国土交通大臣が両インターチェンジについて、連結を許可する旨、発言。</u>
7月	<u>中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会(第1回)を開催。</u>
9月	<u>中間貯蔵施設環境安全委員会による現地調査実施及び第2回委員会開催。</u>

福島県内における除染実施地域と 中間貯蔵施設予定地の位置関係

- 凡例
- 帰還困難区域
 - 居住制限区域
 - 避難指示解除準備区域
 - 避難指示が解除された区域
 - 汚染状況重点調査地域
 - 汚染状況重点調査地域の指定を解除された市町村
 - その他の汚染状況重点調査地域
- (国の直轄除染区域)
- (市町村の除染区域)(※)

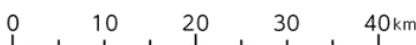
(※)放射性物質汚染対処特措法に基づき除染計画を策定している区域



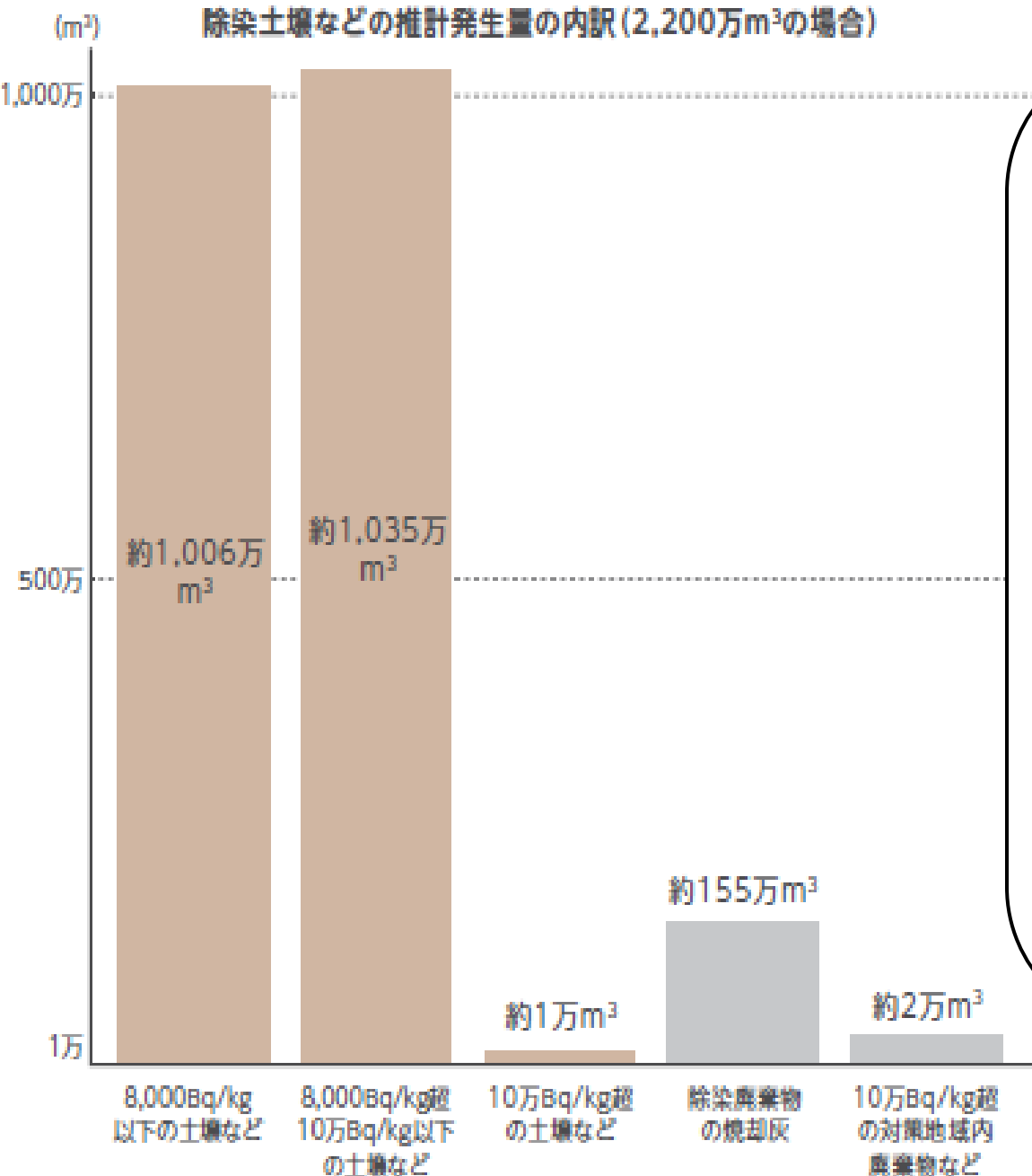
施設予定地の範囲

東京電力福島第一原子力発電所

東京電力福島第二原子力発電所



中間貯蔵施設の貯蔵量



○福島県内の除染土壤などの発生量は、減容化(焼却)した後で、約1,600万～約2,200万m³と推計。
(参考:東京ドーム(約124万m³)の約13～18倍に相当)

※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記のほか、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

中間貯蔵施設へのパイロット輸送と保管場(ストックヤード)について

【パイロット輸送】

- 大量の除去土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、パイロット輸送を概ね1年間程度実施。
- パイロット輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- パイロット輸送では、各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送。

【保管場(ストックヤード)】

- 目的：中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。
- 保管容量：合計5万m³程度
(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万m³程度
(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万m³程度
- 保管量(平成27年9月17日時点)
 - 大熊町保管場：8,461m³
 - 双葉町保管場：5,663m³※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1m³として換算した数値
- 保管場の空間線量率
 - 搬入前と比較して大きな変化なし。
 - ※搬入前後の空間線量率は、
 - ・大熊町保管場：1～9μSv/h程度
 - ・双葉町保管場：1～4μSv/h程度



保管場への搬入・定置作業(大熊町内)

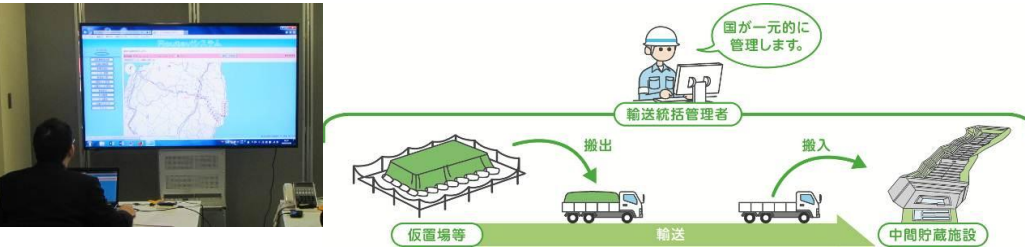
●スクリーニング結果

- 保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。

パイロット(試験)輸送に当たっての主な安全対策

① 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送をする全ての除染土壌等を入れた大型土のう袋等に中身や重量などが分かるタグ(札)を付け、全数管理。
- 輸送車両の輸送状況をGPS(※)を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応。
※ GPS: 数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、現在位置を知るシステム
- 上記情報を環境省とJESCOが一元的に管理し、安全な輸送を実施。



② 除染土壌等の飛散流出防止対策

- 除染土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰め込み。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止。



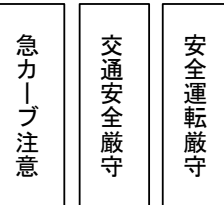
③ 運転者と作業員の教育

- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高める。



④ 輸送ルート上の道路交通対策

- 輸送ルート上の狭い道路などに交通誘導員を配置し、注意喚起の看板を設置するなどにより、輸送車両が一般車両や一時帰宅者に常に配慮し、事故防止を徹底。



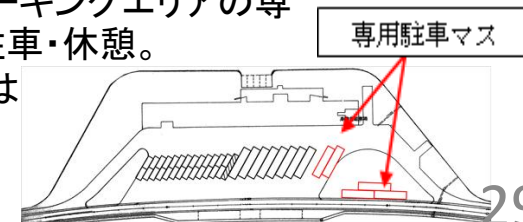
⑤ 保管場におけるスクリーニング

- 輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底。



⑥ 輸送車両は、専用の駐車マスで休憩

- 高速道路を利用した輸送では、差塩パーキングエリア及びならばパーキングエリアの専用マスにて輸送車両は駐車・休憩。
- 輸送車両の利用時間帯は監視員を配置。



パイロット輸送の状況

工区	市町村	輸送開始	輸送完了
大熊工区	大熊町	3/13	4/7
	田村市	4/10	5/25
	富岡町	5/26	6/6
	川内村	6/8	7/10
	広野町	6/22	7/10
	棚倉町	7/18	8/4
	浅川町	8/19	8/28
	いわき市	9/1	
	会津美里町	9/8	
双葉工区	双葉町	3/25	4/14
	浪江町	6/23	8/4
	葛尾村	6/26	8/6
	楡葉町	6/30	
	郡山市	7/27	9/9

(平成27年9月18日時点)

※積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本としつつ、積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出していく等の方針。

※上記方針に基づき、福島県と連携しながら、関係市町村等と調整し、順次実施予定。

用地確保について

平成27年8月31日時点

【地権者】※1

土地所有者・建物所有者

登記記録 2,365人

※1 建物以外の物件のみの所有者等の存在、相続の発生等もあるため、今後、地権者数は増加

連絡先を把握している地権者

現在の把握数 約1,250人

●連絡先を把握している地権者の所有地の面積の合計は、約1,250ha(うち、公有地(国、県、町等の所有地)の面積は、約230ha)となっている。全体面積(約1,600ha)に対して、所有者の連絡先を把握している面積は、約8割となっている。

土地のみを所有している方
約420人

建物等を所有している方
約830人

個別訪問している方等 約950人

土地のみ:約310人

建物等を所有:約640人 ※2

順次補償額を提示、
説明を継続

建物等の物件調査についての協力要請

建物等の物件調査の承諾を得ている件数
約660件 ※2

物件調査結果に基づく補償金額の算定～補償額提示～説明を継続

契約実績 9件

契約

連絡先を把握できていない地権者
約1,110人

戸籍、住民票情報等により、
連絡先確認を急ぐ

死亡されている方
約800人

・死亡者 約500人
・登記の年代から死亡していると推測される者 約300人

詳細について
確認

※2 物件調査承諾件数が、建物等を所有している方の訪問者数より多いのは、土地のみを所有している方の中にも立木等を所有し、調査が必要となった方がいるため。

(注) 数値については概数であるため、合計と一致しない場合がある。

中間貯蔵施設の整備等のために必要な法律の改正について (日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の概要)

- 福島を除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、国が責任をもって行う。
- 国が強い指揮監督権限を有する特殊会社(国100%出資)であり、かつ、ノウハウの蓄積された専門組織である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

会社の名称、法律の題名

1. 会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更する。
2. 法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。

国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。 等

事業の範囲

会社は、国、県、県内の市町村その他の者の委託を受けて中間貯蔵に係る事業等を行う。

※ 引き続き、PCB廃棄物処理事業等も行う。

株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定(改正前は、過半数保有と規定。法案提出時点で総数保有。)
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

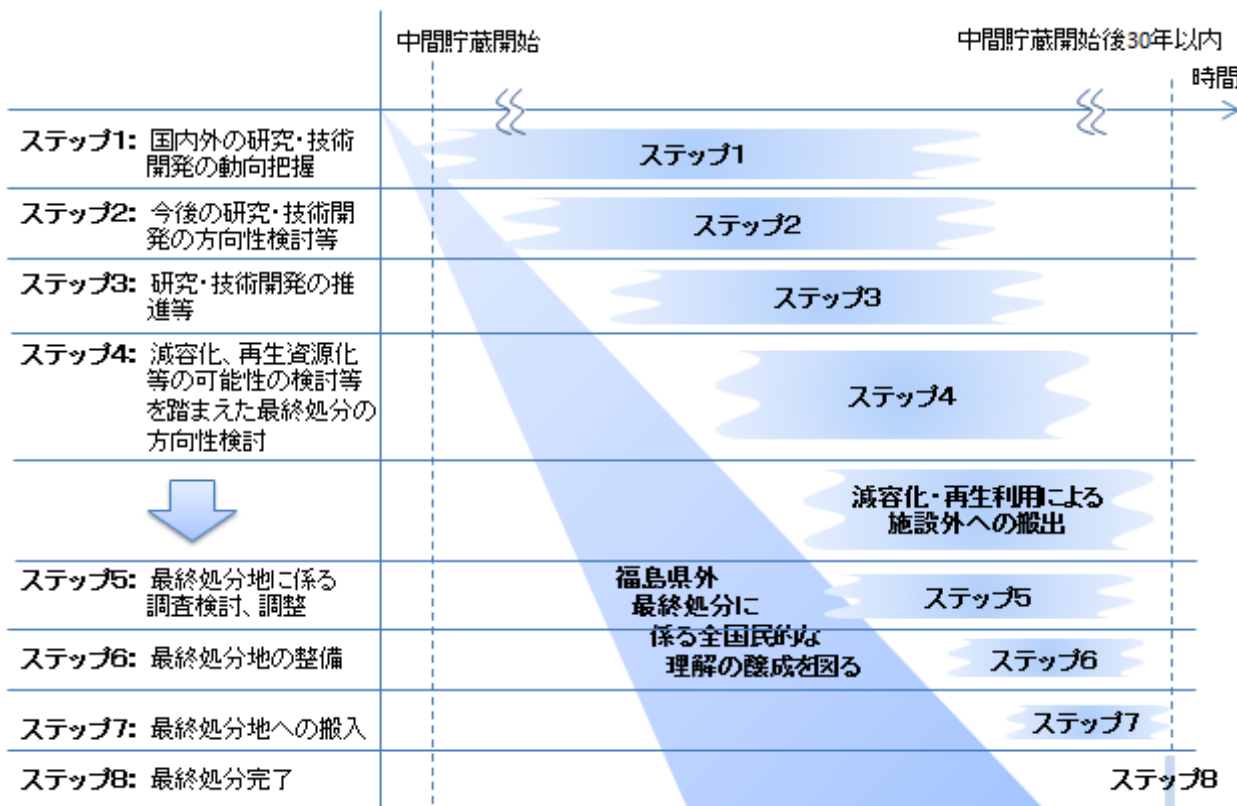
※ その他、区分経理の導入等所要の規定の整備を行う。

※ この法律は、公布の日から起算して2月以内の政令で定める日(平成26年12月24日)から施行(一部を除く。)

中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 具体的には、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まずは、研究・技術開発、減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等に取り組む。
- 並行して、情報発信等を通じて、低濃度生成物の再生利用と県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成を図る。

最終処分に向けた8つのステップについて



(参考)日本環境安全事業株式会社法の一部改正法附帯決議(抄)

- (略)・・・中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は(略)・・・必要な措置の具体的な内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。 (座長) 細見 正明 教授 国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院応用化学部門

検討内容

減容技術の現状及び課題と その対応案

- ・ 各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・ 処理施設に必要な処理能力の検討
- ・ 前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・ 分級システム実証事業の評価及び進捗管理

再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方 (指針等)の策定)

- ・ 再生利用の用途及び用途に応じた再生資材の管理
- ・ 再生資材に求められる要求品質の検討
- ・ 放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・ 再生利用促進方策の検討

減容・再生利用等 技術開発戦略の検討

- ・ 減容技術の適用の方向性の検討
- ・ 減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の検討
- ・ 対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・ 適用する技術の開発目標等の検討
- ・ 今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壌等の減容...除去土壌及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。

※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。

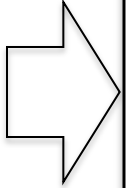
情報公開について

ウェブサイト

中間貯蔵施設情報サイト

検索

環境省ウェブサイト及びJESCOウェブサイトにおいて、中間貯蔵施設の概要、輸送の方法、施設や輸送の状況、モニタリングに係る情報等を提供。



モニタリング情報

輸送の状況

輸送実績(大熊町中間貯蔵施設予定地内保管場)

単位: m ³	
輸送	保管庫稼働数
輸送予定	1000
実績	916
27/3/13-15	84
27/3/16-22	106
27/3/23-29	198
27/3/30-4/5	432
合計	822

(注)輸送したフレキシブルコンテナ等1袋の体積を1m³として換算した数値。ただし、例えば輸送時2つであった袋を1つにまとめて輸送した場合、実績は1m³として計上しており、実績と保管庫稼働数の計が輸送予定の数値と合わないことがある。

輸送の状況

輸送実績(双葉町中間貯蔵施設予定地内保管場)

単位: m ³	
輸送	保管庫稼働数
輸送予定	1000
実績	672
27/3/23-29	84
27/3/30-4/5	244
合計	328

(注)輸送したフレキシブルコンテナ等1袋の体積を1m³として換算した数値。ただし、例えば輸送時2つであった袋を1つにまとめて輸送した場合、実績は1m³として計上しており、実績と保管庫稼働数の計が輸送予定の数値と合わないことがある。

お問い合わせ窓口

中間貯蔵施設全般、輸送、生活再建・用地補償に関するお問い合わせについて、窓口・相談室を設置して対応。

パンフレットの作成、住民説明会の開催

中間貯蔵施設や輸送についてのパンフレットを作成。輸送の実施に当たり、関係住民の皆様にお知らせを配布等。上記のほか、住民説明会等も実施。